

# 改正標準駐車場条例及び 技術的助言の概要について

---

国土交通省 都市局  
街路交通施設課  
平成25年1月

1. 都市の低炭素化の促進に関する法律の概要	・・・ 1
2. 標準駐車場条例の改正及び技術的助言	
① 概要	・・・ 3
② 駐車場法の特例措置	・・・ 4
③ 昨今の状況を踏まえた駐車場施策	・・・ 9

# 都市の低炭素化の促進に関する法律

(平成24年12月4日施行)

## 背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

## 法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

●民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

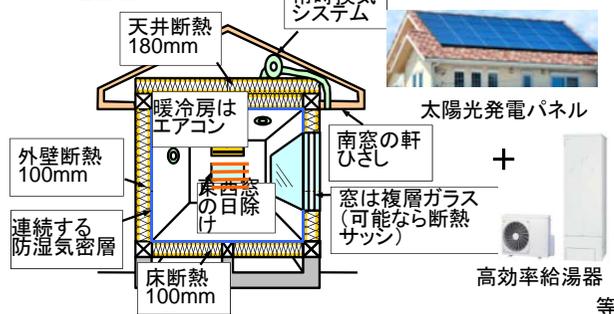
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】

〈戸建住宅イメージ〉



●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備  
↳ 民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備  
↳ 建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり  
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施  
↳ バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO<sub>2</sub>の排出抑制

建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進  
↳ 樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用  
↳ 民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置  
↳ 占用許可の特例

# 駐車場法の特例措置

低炭素まちづくり計画に駐車機能集約区域（駐車施設の機能を集約させる区域）並びに集約駐車施設に関する事項が記載した場合、駐車機能集約区域内で建築物の新築、増築等しようとする者に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができることとした。

## 一定規模以上の建築物を新築・増築等しようとする者の駐車施設の設置義務

駐車場法（現行）

当該建築物の敷地内に駐車施設を設置する旨の条例を定めることが可能



低炭素まちづくり計画に以下の事項を位置づけ

- 駐車施設を集約させる区域（駐車機能集約区域）
- 集約駐車施設

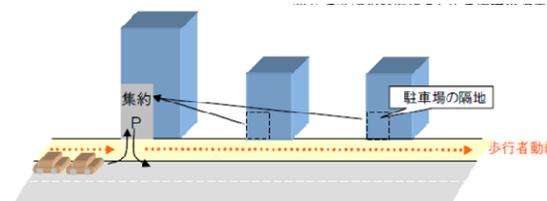
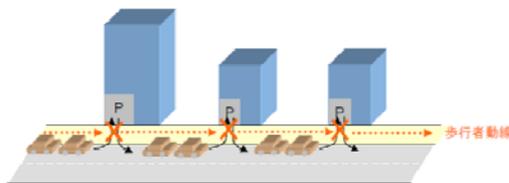


駐車場法の特例措置

当該建築物の敷地内に駐車施設を設置する旨（現行通り）  
 当該建築物の敷地内又は集約駐車施設に駐車施設を設置する旨  
 集約駐車施設に駐車施設を設置する旨

の条例を定めることが可能

<イメージ>



駐車施設が各建築物に設けられ、非効率な自動車交通が発生

- ・ 駐車待ち車両による渋滞
- ・ 駐車施設を探す車両の移動

特例措置により駐車施設を集約

- ・ 都市の自動車交通を整理
- ・ 歩けるまちづくりを促進

## 今回説明する内容



1. 「標準駐車場条例の改正について」 (平成24年12月4日 国都街第140号)
2. 「標準駐車場条例の改正に関する技術的助言」 (平成24年12月4日 国都街第143号)

## 主な内容

1. 地方公共団体が「都市の低炭素化の促進に関する法律」に規定する駐車場法の特例措置を活用する場合の条例の規定振りについて、雛形の提示。また、当該特例措置についての考え方の提示。
2. 昨今の駐車場に関連する状況を踏まえた、駐車場条例の規定振りの改正案の提示及び駐車場法の運用についての考え方の提示。
  - (1) 電気自動車の普及を踏まえた充電設備の使用
  - (2) 駐車需要を踏まえた附置義務の柔軟な対応

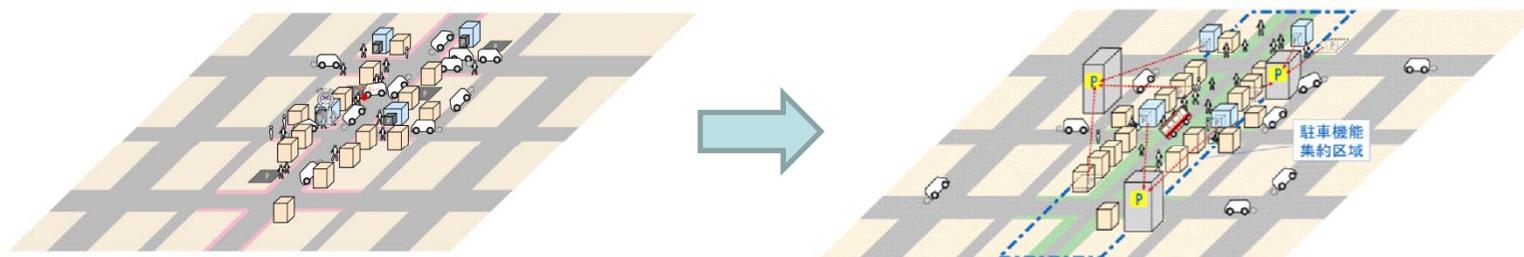




なぜ、低炭素？（駐車施設の集約がなぜ低炭素になるのか？）

## ①自動車交通の整序

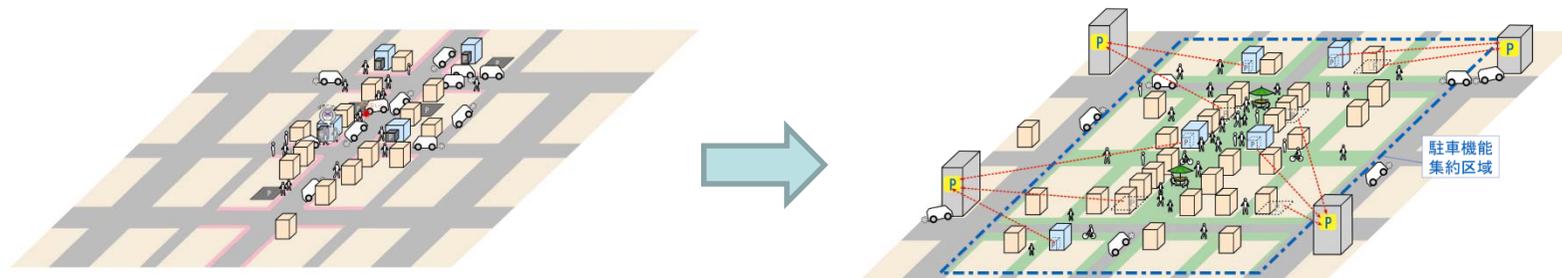
駐車施設に向かう自動車交通が集約されるから



<例：まちの中心的通りの裏側に集約>

## ②自動車による移動距離の減少

目的地までの自動車交通が徒歩や公共交通機関に代替されるから



<例：中心街のフリンジ部に集約>



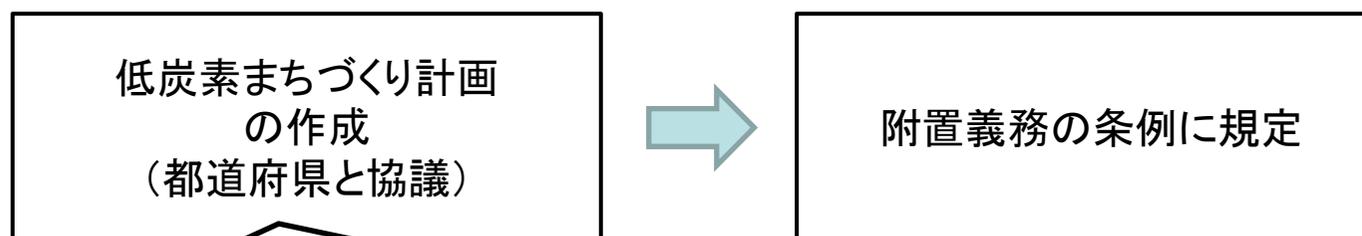
「低炭素」以外にもメリットあり。（交通安全の向上、街並みの改善など）

# 駐車場法の特例措置について(2)



## 駐車機能集約区域とは？

- 附置義務の課されるエリア内の区域であって、当該区域における附置義務駐車施設の機能を集約するもの ➡ 法律第7条第3項
- 市町村が作成する「低炭素まちづくり計画」に区域を記載（条例を都道府県が定めている場合には、都道府県と協議 ➡ 同条第5項）
- 区域は、附置義務の条例にも規定（集約する義務（選択肢）が課される区域を明確にする） ➡ 標準条例第24条の2 第1項



具体的な区域を設定するときは、

- ①都市機能の集約化や公共交通の利用促進等の地区の交通体系の方向性を踏まえること
- ②施策の目的を実現できる一定のまとまりをもった区域にすること
- ③区域内の移動環境等の観点から適切な規模とすること

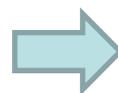
# 駐車場法の特例措置について(3)



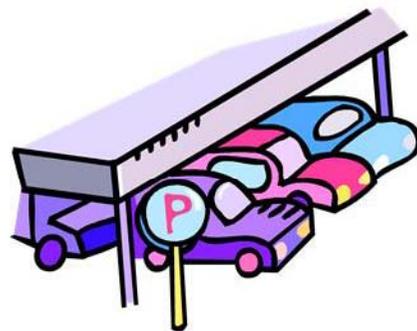
## 集約駐車施設とは？

- 駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設  法律第7条第3項
- 市町村が作成する「低炭素まちづくり計画」に施設の位置・規模を記載  
(条例を都道府県が定めている場合には、都道府県と協議  同条第5項)
- 計画に記載した施設の位置・規模は、附置義務の条例に基づく規則に規定  
(規則に規定する理由：条例改正手続を待たずに改正できるようにするため)  標準条例第24条の2 第2項

低炭素まちづくり計画  
の作成  
(都道府県と協議)



附置義務の条例に規定



## 駐車場法の特例措置について(4)



### 集約駐車施設は、どのように設定すべきか？

- 既存の駐車施設（附置義務以上に整備されている駐車施設等）を活用する行政として新たな受け皿の整備
- 一の駐車機能集約区域に複数の集約駐車施設を設定することは可能  
複数の集約駐車施設に分割して附置することも可能
- 低炭素になるような位置に設定する（駐車機能集約区域の外も可）
  - ✓ 区域内の交通需要・交通状況、道路ネットワーク整備状況等を考慮
  - ✓ 交通規制の実施等が必要となる場合は、都道府県公安委員会、道路管理者と十分に調整
- 駐車機能集約区域内で見込まれる附置義務駐車施設の台数を評価する
  - ✓ 地域の自動車需要や対象建築物の立地動向等を考慮
  - ✓ 不足（→建築行為に影響）が見込まれる場合は、集約駐車施設を追加
- 異なる用途の建築物の附置義務駐車施設を集約する場合には、附置義務台数を低減させることも可能 → 標準条例第26条の2

## 駐車場法の特例措置について(5)



実際に、附置義務駐車施設をどのように集約するのか？

- 駐車区画の分譲又は長期間の賃貸借により行うのが望ましい
  - ✓ 賃貸借契約終了後、附置義務の再確認が必要
- 車椅子利用者の駐車施設は、利用者の移動を困難にしない
  - ✓ 地域の障害者団体等と相談し、集約が可能であれば集約
- 集約駐車施設から駐車機能集約区域内への交通手段を充実させる
  - ✓ 徒歩・自転車の利用環境等の充実
- 各市町村の駐車場部局は、集約駐車施設における駐車施設の附置の受け入れ状況が、当該施設の規模を超えないことを確認 → 標準条例第30条の3



従来の「駐車施設の隔地」と「駐車施設の集約」の違いは？

- 「駐車施設の隔地」は、個別の建築行為に際して個別に隔地先を決定
- 「駐車施設の集約」は、市町村のまちづくり政策の観点から俯瞰的に決定

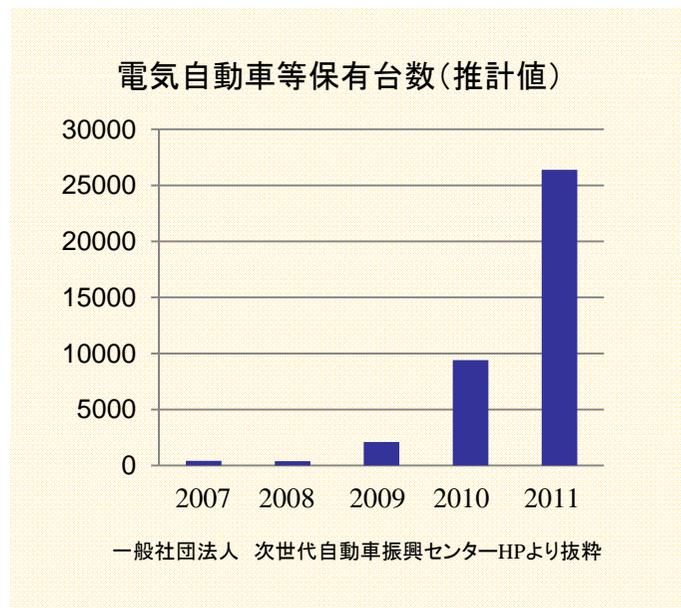


その他

- 関係者の合意形成、交通状況等に応じた見直し

# 昨今の状況を踏まえた駐車場施策(1)

## 1. 電気自動車の普及を踏まえた充電設備の使用に関する規定の追加



- 駐車場内の充電設備の導入等に係る費用について、課金することが考えられる
- このため、駐車場の課金に関する規定を提示
  - ➡ 標準条例第15条の2
    - ✓ 電力量単位課金方式
    - ✓ 充電時間・充電回数単位方式（推奨）
- なお、駐車料金上乘せ等方式として、課金する方法も考えられる

- また、充電設備を必要以上に長時間に亘り占有しないよう、条例の規定を提示
  - ➡ 標準条例第21条

- 詳細については、以下を参照

- ① 「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン」（2012年6月）
- ② 「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」（2012年12月）

# 駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン

## ガイドラインの概要

### 1. 電気自動車と充電器の概要

- ◎ 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車の特性
- ◎ 急速充電器・普通充電器の特性

### 2. 充電施設の配置の考え方

- ◎ 充電形態の分類(プライベート充電とパブリック充電)
- ◎ 利用実態を踏まえたパブリック充電施設の配置のあり方(目的地充電、経路充電、緊急充電)

### 3. 充電器設置に関する操作性・スペース

- ◎ 充電器の設置位置の考え方
- ◎ 操作性についての配慮事項
- ◎ 充電施設に付随すべき施設
- ◎ 予約機能・課金機能の現状及び今後の見通し

### 4. 充電施設の案内、情報提供

- ◎ 充電施設に関するサイン・路面標示
- ◎ 充電施設場所の情報提供

## 充電施設・電気自動車の普及促進



今後、地方公共団体や充電施設設置事業者において、本ガイドラインを活用した充電施設の整備促進が行われるよう、ガイドラインの周知や支援措置を行う。

# 昨今の状況を踏まえた駐車場施策(2)

## 2. 駐車需要を踏まえた附置義務の柔軟な対応

- 一部地域で附置義務原単位と駐車需要の乖離が見られる場合、附置義務の対象地域の細分化、地域毎に異なる原単位の適用 ➡ 標準条例第25条第3項
  - ✓ 公共交通機関への近接性等
- 大規模な建築物の開発事業に関し「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」などにより必要な駐車施設の台数が算定される場合には、当該算定方法を活用 ➡ 標準条例第25条第3項
- 附置義務基準を緩和する場合、既存の附置義務駐車施設に対して当該新基準を適用し、既存の附置義務駐車施設の保持・管理の義務付け基準を緩和することは可能  
〔新たな附置義務基準の適用状況を把握するため、建築主が駐車場部局の認定を受ける等の手続き導入が適当 ➡ 標準条例附則第3項、第4項〕

